

第七十二回国会 文 教 委 員 会 議 録 第 八 号

昭和四十九年二月二十二日(金曜日)

午後零時五十一分開議

出席委員

委員長 稻葉 修君

理事 坂田 道太君

理事 西岡 武夫君

理事 森 喜朗君

有田 喜一君

小沢 一郎君

河野 洋平君

床次 徳二君

羽田 孜君

林 大幹君

三塚 博君

受田 新吉君

出席國務大臣

文 部 大 臣 奥野 誠亮君

出席政府委員

文部政務次官 藤波 孝生君

文部大臣官房長 井内慶次郎君

文部省初等中等 教育局長 岩間英太郎君

委員外の出席者

文教委員会調査 室長 石田 幸男君

委員の異動

二月二十二日

辞任

林 大幹君

三塚 博君

安里積千代君

同日

辞任

小沢 一郎君

羽田 孜君

折小野良一君

補欠選任

小沢 一郎君

羽田 孜君

折小野良一君

補欠選任

林 大幹君

三塚 博君

受田 新吉君

二月二十二日

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第四六号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

学校教育法の一部を改正する法律案(内閣提出、第七十一回国会閣法第一二二号)

○稲葉委員長 これより会議を開きます。

一言申し上げます。先刻来、日本社会党、日本共産党・革新共同、公明党及び民社党所属各委員に出席の要請をいたし続けてまいりましたが、いまだに御出席がありません。この際、やむを得ず委員会を開会いたします。

本会議開会が一時でありますので、本会議散会後再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時五十二分休憩

午後八時十七分開議

○稲葉委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一言申し上げます。

先刻来、日本社会党、日本共産党・革新共同及び公明党の所属委員に出席を要請しておりますが、いまだに御出席になりませんので、この際、やむを得ず委員会を再開いたします。

内閣提出、学校教育法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、これを許します。塩崎潤君。

○塩崎委員 時間も非常に制限されましたし、あ

とて受田先生からの御質問があるようでございますので、私は二問ばかり、主として大臣に学校教育法の一部改正法律案につきまして御質問申し上げます。

いわゆる教頭法、つまりこの学校教育法の一部を改正する法律案につきましては、もうすでに私どもの党の同僚の山崎委員あるいは橋崎委員から、特に山崎委員から二回にわたりまして非常に広範な、深い、そしてまた同時に鋭い御質問がありまして、私は、その審議によって、この法案についての疑問点はほとんど解明されたと思うわけでございます。大臣からも岩間局長からも、たいへん御丁寧な答弁があったわけでございます。しかし、何と申しまして、全国四万人の教頭さんの方々、さらに、全国四万の教頭さんのみならず、教育に関心を持たれる方々すべてが、もう十五年間この法案の行くえについてはたいへん心配してまいった経緯もあるわけでございます。

そこで、若干の重複をいとわずに、ひとつ大臣に取りまとめの意味で御質問申し上げたいと思うのでございます。特に、大臣のお話を承って若干わからない点も、過去二回の答弁の中で見受けられるような気がいたしますので、その点を中心といたしまして、二問ばかり御質問を申し上げます。

第一は、このいわゆる教頭法案について、大臣はどのような考え方をとっておられるか、あるいはこの法律の施行にあたって、大臣はどのような気がされて取り組むか、この根本的な態度の問題でございます。この態度についてもいろいろ見方がありますが、まず第一に、大臣並びに岩間局長のお話などを聞いておりました気がいたしました。この法案は、単に昭和三十三年に学校教育法施行規則の一部改正で第二十二條の二ということを追加工して、明治以来自然発生的にでき上がってきた

した教頭職の根拠規定を設けたように見えただけでございますが、あれがたいへん不備であった、教頭の方々の六八%の方々は、実際に仕事を遂行するにあたりましてたいへん困難に直面しておる、したがって、単に法的なこの不備を補う、法律の規定がないから法律上明確にするのだ、この程度のお気持ちでやられたのかどうかです。もう一つは、私は、このような法律の規定の不備を補うということを超えて、ひとつこの教頭職は大きな教育改革の柱にするのだ、ともかくも先生を大事にし、そしてほんとうにまじめに働こうとする先生方の職務内容、権限、責任を明確にして、そして教育の職場に明るい空気をつくっていくの柱にするかどうか。それは教頭職だけの問題じゃないと思うわけでございます。中教審にはその考え方の一端があらわれておりますが、私は、中教審というふうに限らなくても、この教頭法を機会に、きょう衆議院の本会議を通過いたしました人確法と並んで、ひとつ先生方を大切にするこの教頭法を教育改革の柱にしていこうという大きなお気持ちが大臣にはあるかどうか。この考え方がいかに重点を置かれておるか、お伺いしたいわけでございます。どうも私は、いろいろ伺っておりますと、単に法律の規定の不備を補うようなだけの気持ちが見えたり、あるいはそうでもない、ひとつ教育改革の大きな柱に見えたりもするわけでございますが、大臣はどのようなお気持ちをもつてこの法案に取り組まれたか、そしてこれからこの法律の施行にあたってどのような態度で取り組まれるか、ひとつぜひともお伺いさせていたいただきたいと思うのです。

○奥野國務大臣 私が文部省を担当いたしましたので、月日のたつごとに学校現場が非常に混乱して

いる、そのことの具体的な事情がだんだんはつきりさせられるとともに、この教育現場の秩序を正すことが、日本の教育の将来を考える場合に、何よりも大切な問題だ、そういうことを深く意識させられるようになってまいりました。そういう学校の教育現場の秩序を正す意味において、教頭職法制化の持つ意義、その意義の非常に大きなことを痛感してまいってきておるわけでございます。したがって、先日お尋ねのありましたときに、どの法案よりもまずこの教頭職法制化、これを成立させてほしいという私の切なるお願いも申し上げたわけでございます。

今日、教頭職法制化を一番強く主張されているのはだれかといえます、教頭さんたちその人でございます。なぜそんなに主張されているのだろうか。いろいろな話を伺ってまいりますと、家庭からさして校長さんや教頭さんが学校に出かけようとする、とたんに憂うつになるという方々もいらっしゃるようでございます。また教育現場では、校長さんと教頭さんとの先生方と、他の先生方というよりも組合員とこう申し上げたほうが具体的になるのかも知れませんが、背を向けてすり合っている、こんなところさあるというようなことを伺うわけでございます。これにはそれなりのいろいろなつれがあるわけでございますけれども、そうなりますと、教頭さんの立場から言いますと、文部省令に教頭がうたわれているだけでなしに、国権の最高機関である国会において教頭職というものを明確にする、それは立法だ、こういう気持ちを持たれることも私にはわかるような気がするわけでございます。国権の最高機関である国会において教頭職を法制化してもらう、それによって自分たちなりに信念をもって教育現場の秩序を確立するために身を挺していきたい、こういう気持ちを持つていらつしやるのじゃないだろうか、こんな感じがするわけでございます。そういう現場になってしまったところに私たち責任を感じなければなりませんけれども、しかしやはり、教育の現場で働いてくださる方々がそれぞれ

の責任を明確にして、その上に立つて協力し合うのでなければ、教育の効果をあげることができないことは言うまでもないことでございます。そういう実態でありますだけに、私はぜひ教頭職法制化を成立させていただきたい。

しかも、教頭さんたちから、何をいっても早く法制化していただきたいという血ののじむような叫びをあげられてから、相当な年数がたつてきておるわけでございますし、また、政府が国会へ法案を提出いたしましたのも四十三年でございますが、この答申は昭和四十六年でございます。したがって、中央教育審議会の答申よりもずっと以前から、教育現場からの熱烈な叫びとして法制化の問題があがっておったということを私たち理解してかからなければならぬ。したがって、また、教育現場の秩序を正すためには、この法制化を達成することがまず基本的な条件でなければならぬ、そういう気持ちを強く抱いているわけでございまして、そういう立場でまた皆さん方にお願ひも申し上げているところでございます。

○堀崎委員 文部大臣の御意向は私も十分理解ができるのでございます。しかし、教頭の方々の言いましたのは、確かに六八分の方々は困難を感じておった。それは施行規則ではだめなんだ、法律の規定がなければ責任も職務内容も権限も明確でないという苦しみから来たので、むしろ法律にしてくれればいいぐらいな気持ちのほうは私は強かったと思うのです。

〔委員長退席、坂田委員長代理着席〕
しかし、私は、大臣なら、文部大臣ですから、ひとつそれをとらえて、それだけではなく、これは中教審の答申にありますように、校長をはじめとして、それからまた教頭、さらに教務主任、学年主任、生徒指導主任等について、校務を分担するに必要な職制を定めて、校内管理組織を確立することというように一つの理想が掲げられておるわけでございますから、こういつた形で取り上げたのかどうかということなんです。

教頭さんはほんとうに現場で、なかにわれわれの同僚じゃないかと言われてきた。法律がないとこれら根拠がない。私はどうも法律的にはいろいろ見ても、昭和三十三年の施行規則二十二条の二の追加は、これは無意味な施行規則だと思ふ。私は松永委員ほどの法律的な知識はないのですけれども、どう見ても、これは文部省の希望を施行規則であらわし、文部省令という命令で強制力があるように見えても、ほんとうは強制力はないと思ふのです。いまは施行命令があるいは委任命令がない限り、どこかに強制する力はないわけでございますから、私は二十二条の二はたいへん教頭さん方に迷惑をかけてきたと思ふのです。それだけ現場で苦しめられた。そこで、これは法律的に、少なくとも最小限の気持ちなんですが、私は、いまの時代ですから、ひとつ教育改革の大きな柱として、先生方たちにほんとうに働く気持ちを起こさす、そういうた角度で大きく取り上げていただきたいと思ふのです。

ただ、大臣の山崎委員に対する御答弁の中に、したがって私はもう当然職制として法律上確定すると思つたものですから、たとえば給与法の中で校長に就いて教頭というものをのつるのだといふふうに考へておつた。しかしそれは、人権法の五等級号俸の問題に関連するからということて言われたのかどうか知りませんが、大臣は、いや、そんなことはまだつくらぬのだというふうに言っておられるのです。そしてまた、二等でも一等でも、校長よりもむしろ高くていい場合があるというように、経済的な問題として言っておられますが、しかし私は、職制として確立するのなら、そんなことよりも何よりも、ひとつ給与法にも書いてもいいような、そんなことが私は教育改革の柱として大きく浮き上がってくる。そしてそれに刺激されて教頭さん方が、世間から評価されているというふうな考へて、大いに教育に情熱を注ぎ込むのだと思ふのです。

〔坂田委員長代理退席、委員長着席〕
こんな点を伺っているのですが、大臣いかがですか。

すか。

○奥野国務大臣 先生方の給与体系をどうしていくのがいいか、それはそれなりに私はいろいろなことを考えながら研究をし、成果を得ていけばいいのじゃないだろうか、こう思つておるわけでございます。ただ、教頭さん方につきましても、教頭さんの責務は重いのですから、それなりの処遇をしていかなければならないということは常日ごろ考へているものでございます。それ以外において、学校の規模でありますとか、教頭としての経験年数でありますとか、そういうところから見て適当な方々については一等級に格上げしたいのだ、こう申し上げてまいりましたし、なるだけ早い機会にそのような考へ方を府県の教育委員会に示したい、こう思つておるところでございます。

五段階給与がどうのこうのという問題がございまして、俸給表を複雑にしていく、そういうことが現場に必要以上の競争を持ち込むことになるのだというような批判もあつたりするわけでございまして、それはそれなりに私もわかるような気がするわけでございます。そういうこともございまして、私は、いまの俸給表にまた別なものを加えていくというふうなことにについては自信を持っていない。むしろ教頭さんの優遇は積極的にやりたいという気持ちを多分に抱いております。そういう意味合いでお答えを申し上げてまいってきておるわけでございます。したがって、また教頭職法制化にかからず、私から人事院に対して、教頭さんだけの俸給を別ににつくつてくれというようにな申し入れをする考へをいま持つていないわけでございます。これは別個に、先生方の給与はどうあるべきか、先生方の気持ちもよくそんなくしながら、しきりに今後も研究を続けるべき課題であらう、かように考へます。

いずれにしても、教頭さんの責任の重いことに対応する優遇措置、これはもう当然講じていかなければならないことだ、またそういう問題につきましても今後努力していく決意でございます。

〇堀崎委員 給与の問題についてたびたび大臣も

そういうふうに出ておられる。しかし、やはり教頭さんたちの願いは、自分たちがほんとうに法制的にも社会的にも認められるということがほしいのだと思うのです。たとえばいままで困っていたのは、職制に確立されていながら、転勤したならば教諭に落ちるのだとか、そしてまた希望としては、教員と校長との間の教頭として、定年の年齢基準も教員と区別されるということも希望しておるわけですが、それがほんとうに各県ばらばら。そこで、そんなことを含めてひとつ教頭としての地位を、法律だけじゃないと思うのですけれども、ほんとうに法令的に広範に確立してくれということ、また確立したほうがほんとうに教育の職場を守っていただける教頭として私は適當でないかと思うのです。したがって私は、中教審の答申は、校長さんと並べて教頭、さらにまた教務主任などの中間管理層などの職制についてもそのような角度から確立しろということをお願いしているのだと思うのです。しかし私は、中教審がいつておるかどうかというのじゃありません。

〔委員長退席、森（喜）委員長代理着席〕

しかし、大臣は、先般山崎委員の御質問に對しまして、たとえば「差別を持ち込んで、職場の空気を何かに立身出世を競い合うような感じにされることは困るのだ、こんな話をよく聞くわけだ」といいます。私は、そういう気持ちもわからないわけじゃない、こんな感じもいたします。」というように、若干いままでの日教組などが言っているところの批判、これに耳を傾けたようなところをここで言っておられるのですから、私は、単に法制化だけの気持ちじゃないんじゃないか、給与も避ける、あるいはその他の身分や教頭さんたちがいつも考えている問題、それを法制的に確立することも避けてきたのではなからうかという疑問も持つてきたりするのですが、大臣、中間管理層を含めての教育の現場としての職場の中における一つの職制という問題、それをどう考えら

れるか。それは私は教育改革の大きな柱だと思います。いまの世の中は、どこで役所でも、文部省でも、審議官がふえ、どこに行っても何か副所長がでたり次長がでたり、いろいろあつて、皆さん方がほんとうに働く気持ちを起す、そして世の中は進歩の方向に向かつておると思うのです。特にいま教育は非常に荒廃の現状だといわれているだけにこの問題が大事になるので、大臣、もう一ぺんひとつ質問に答えていただきたいと思っています。

〇奥野國務大臣 教頭さんについて俸給表を別につくることが即優遇になるのだ、私は、それだけにこたわつて考える必要はないじゃないか、こう思つておるわけでありませう。そうしますと、先ほど申し上げましたように、必要以上に競争意識を教育現場に持ち込むという批判もあるわけだ、

同時に、教頭さんの責任は非常に重いのでございまして、いまは教諭の身分の方に教頭の仕事をやらせてもらつてゐる。しかし教頭の仕事のほうがずっと多いわけだ、そういうことにかんがみて教頭というものを職として法制化したい、こう考えておるわけだ、と申します。実態に於いて法の上で教頭というものを明らかにするわけだ、と申します。そうしますと、やはり管理職手当て一つ考えます。いまの程度では私は十分じゃないかと思つて、もつと私は管理職手当を教頭さんについて上げるべきだと思つておるの、と申します。いろいろな角度から教頭さんの責任の重さにこたえた処遇をしていかなければならない。当然そういうことは考えているわけだ、と申します。先ほどお触れになりましたけれども、教頭さんが教頭をやめましてまた普通の教諭に戻りまして、別に降等ということにはならない。不利な処分を受けたというふうなこともない。しかし今度は、教頭というものを職として明確にするにこたふらぬ、場合によつてはそういう議論の対象にもなつてくるわけだ、と申します。総合的に考えていきたいものだ、こう思つておられます。

〔森（喜）委員長代理退席、委員長着席〕

同時に、学校現場の秩序を確立する、それはお互いの職務分担を明確にして協力し合えるような体制にしていこう、と申す、そうなるまい、と、いま教務主任とか学年主任とかいうような組織のこともおつちやいました。そういうことも検討すべき非常に重要な問題だと思つておるわけだ、と申します。いまそういうことを言う前に、やはり教頭さんそのものが学校現場においては無視されたりしているような姿になつてゐるわけだ、と申します。まず教頭さんそのものの法制化、それからまた先生方の御意見を十分に聞きながら、それに沿つた整備に努力していくべきじゃないだろうか、こう考えておるわけだ、と申します。教頭さんが、新任早々の先生方につきましては、当然指導の立場をとらなければならぬわけだ、と申します。また新任の先生方は教頭さんをたよりにいろいろ教を請うていかなければならぬわけだ、と申します。先ほどちょっと申し上げましたように、校長さんと教頭さんとのみならず、は背を向け合つてゐる、また背を向け合はせられてゐるというふうな学校なんかもあるわけだ、と申します。こゝろいうふうな姿から正していくためには、まず教頭さんの地位を明確にすることだ、と申す。かゝるに考えておるわけだ、と申します。今後とも積極的にいま申し上げましたような方向で検討を重ね、努力を続けていきたい。またその間には先生方の意向を十分くみ上げていかなければならない、かゝるに思つてゐるところだ、と申します。

〇堀崎委員 第二問でございますが、私は、いま大臣が言われましたお気持ち、また御愛情、教員に対する御熱意を持つていかれるならば、ひとつこの教頭に対する学校教育法の規定のしかたももう少し考へていただけたらどうか、と申す。まず最初に岩間局長にお尋ねするのですが、私

がちょっと申しましたが、いまの施行規則の二十二条の二です。私はどう見ても、法律の中に、

これまでは現行法の中には教頭の規定は一つも見当たらない。ところが、いきなり施行規則の二十二条の二に、小学校に「教頭を置く」と書いてある。これは強制力がないのでしょ、と書いてある。希望を私は出したのだと思ふ。法律に根拠がなければ、新憲法のもとでは施行のための規則があるいは委任された規則しかできない。委任の規定はどこにもないし、また施行のためといつたら、法律に書いてないのですから根拠がないことになる。明治時代なら、おそらく明治憲法、前の憲法なら独立命令という大権命令があつて、これを書けば過去の勅令のように縛られたかもしらぬが、いままでは縛れなかつた。おそらくこれは文部省の希望をあらわしたのだと思ふのです。しかし、それは市町村あるいは学校に希望として受け入れられてきたと思ふのです。設置主体あるいは学校に受け入れられてきて、まあ無事にいつてきたんですが、それが法律的に見ると不備であるがためにこれだけ苦労したと思ふのです。

そこで、どうなんですか。それだけの規定を、二十二条の二を思い切つて今度法律に移すなら、もう少し書き方があつたんじゃないかと思ふのです。が、これも山崎委員が触れられましたように、今度は「教頭は、校長を助け、校務を整理し、及び児童の教育をつかさどる」と、三つ並列的に書いておられる。このような機会には、教頭さんのはんとおの気持ちもよくむらば、校長を助け、校務を整理する、特別な事情がある場合に限り児童の教育をつかさどるというぐらゐ書いてはうがいんじゃないかと思ふ。こんなふうに並列的に書き、依然としてまた労働強化のような感じを持つだけの規定よりも、もう少し岩間局長、私は、昔からあなたはいへん法律のベテランだと聞いておるのだが、そこまでの議論をされたかどうか。私はいま教頭先生のいろいろ調査を見ると、大体学校の先生は四十四時間だけれども、教頭だけは五十時間だ。そして十時間の授業をして、四十時間ぐらゐを管理、指導なんかにあつておる、こゝろいうのです。私はこのあたりをどう考へてみ

なければならぬと思うのですが、こういった書き方も、単にいままでのことを書き移した、また教員であることの尾軀骨が残ったような書き方、愛情が乏しいじゃないですか。どうですか、岩間局長。

○岩間政府委員 先生が御指摘になりましたように、ただいまの施行規則に規定があるわけですが、いまいきども、これは職務命令が出せるという根拠になる規定でございまして、御指摘になりましたように、職として確立いたしますためには法律がどうしても必要だということでございます。その際に、ただいま御指摘になりましたような教頭の職務の内容が規定してございまして、その規定につきまして先生から御指摘を受けたわけでございますけれども、現実問題として、教頭が実際に教育に従事しておられるという事実がございまして、また、ただいまのところは教頭が教育に従事をするという必要性があるというふうに考えまして、そういう規定を設けたわけでございます。外国の場合を見ましても、やはり教頭という職がございまして、教育にかなり従事しておられるという実態がございまして、現在のところは、私は、教頭が教育に従事することができる根拠というものを、はっきり定める必要があるというふうに考えたわけでございます。しかしながら、今後教職員定数の充実ということがはかられる、それから学校の職務が非常に複雑化していくというふうな過程の中におきまして、ただいま御指摘になりましたような御意見も十分考慮に入れながら、法令上の規定を整備するということは必要じゃないかというふうに考えておるわけでございます。

○塩崎委員 いま私の質問の、「児童の教育をつかさどる」という教員としての職務、これを並列的に書かなくて、私は例外的に書きなさいと言ったのですが、あなたは外国の例まであげて、いや、これでいいんだと言われたのですが、どうなんですか。外国には教頭というのは、私はあなたの答弁を見て勉強になったのですが、そんなに重きをな

していいのだ、アメリカでは少ないのだ、こういうふうに答弁されておりますね。大体昭和二十二年に学校教育法ができたときに、なぜ教頭が落ちたのだ、こういう質問に対して、アメリカには教頭というものが五割ぐらいしかないのだから、教頭というものを忘れたのであろうということを書いておられる。ところが、自然発生的に日本は明治以来からあるのですから、教頭ということばは私どものほんとうに耳に残ったことばなんです。その自然発生的に生まれた教頭という職、これはなかなか無視できないからということなら、本来、昭和三十三年に施行規則なんか直さないと法律を直すべきだった。そうすれば私は教頭の方々がそんなに困らなかつたと思うのですが、施行規則という、きわめてそくな直し方をした。当時あなたは有名な課長であつたことを私はよく知っておるのですが、そんなことを考えると、外国の例は例にならないので、このあたりをほんとうに愛情をもつて教頭という職制を確立する、そういうことが必要なんじゃないですか、どうなんですか。

○岩間政府委員 いまから考えますと、当時施行規則というふうな形で教頭の職務を規定したというところは、これは適当ではなかつたという御指摘でございますが、私も現在のところはそういうふうな気持ちでおります。

○塩崎委員 それから、私は、まだまだ教頭の職制としての地位を確立していただきたい、それには法制上の問題もありますが、そのほかに予算上の問題というものがたくさんあると思うのです。やはり学校教育法の二十八条に関して、事務職員との問題がある。つまり、教頭の先生方の職務内容の調査にあつたアンケートなどを見ますと、ほんとうに難務と申しますか事務に追われて、三〇%から六〇%という数値が格段に多いのは事務なんだ、つまり学校の先生の給与のうちから社会保険料を引いたり、税金の計算をしたり、そしてまたいろいろ報告をしたりする、そのような仕事が一三〇%から一六〇%もあるというふうに教

頭の先生方が嘆いておられるわけでございます。それだけ管理あるいは指導の仕事が減つておるといって非常に憂慮されておる。そこはどうかですか。その傾向は、事務職員の少ないところ、ないところ、これに非常に顕著にあらわれておるというのですが、事務職員の配置のしかた、これはたいへん問題があるのです。二十八条を見ると、小学校には事務職員を置かなければならないと書いてある。ところが、私の県など、「置かなければならない」と書いてあるのですが、置いてないところが多いのです。特別な事情のあるときは置かないことができるというのには、これは逆なんです。役人の文章というものは例外と原則と逆だという。ただし書きを原則と読むべきだという。役人の文章ならいいのですけれども、法律ですからね。これがほんとうは皆さん方のねらいなら、そして教頭をそのように使われるとするなら、事務職員はこういう場合に置くべきではない、いづらに事務職員の方は少ない。それでたいへん不満を持つておられる。教頭さんもうつかいでかなわぬというふうな仕事をたくさん押しつけておられるのですが、このような問題についてどう考えられるか。私は、こまかいことはいろいろあるのですけれども、ともかくも教頭職ができるときにこういった問題とあわせて議論して、ほんとうに職制としての教頭を確立しなければいかにぬのじゃないか、このような角度からものを言つておられるわけですが、ひとつ岩間局長からでもいいですが、御答弁を願いたい。

○岩間政府委員 学校教育法の二十八条の規定の解釈につきましては、ただいま塩崎先生が御指摘になりましたように私も解釈すべきであるというふうに考えています。現在のところ事務職員は学校数の大体五四%というくらいの配置でございまして、ただいま御指摘になりましたように、その事務のしわ寄せが教頭の先生にかかつてくるというところは、これは事実であらうと考えます。そこで、このたび私どものほうから国会に御提出をいたしておりますいわゆる標準法の改正におきましては、学校数の七五%まで事務職員が充実できまうように新たな五カ年計画を立てたわけでございます。さらに次の五カ年計画等におきまして全部の学校に事務職員が配置されますように努力を続けてまいりたいというふうに考えているわけでございます。

○塩崎委員 いま岩間局長が言われましたので、私も将来に対して希望を持っておるわけでございます。しかし現状をわめてお粗末。教頭の方々はたいへん困られて、教頭になったほうがかえつてつらいと、こう言われる。一方また事務職員のおられるところでも、事務職員はわずかな数、一人ぐらいです。小学校では、ほんとうに一人で仕事をするとするのはたいへんさびしいもので、そして、毎日顔を合わせながら待遇が非常に格差があつてくる。そして仕事だけは、雑用だけは押しつけられておられるということで、事務職員にたいへんな不満が多いわけでございます。この問題も、教頭職の確立とあわせて、事務職員も同じ教育の職場、学校というものをよくしてもらわなければならぬ一つの職制だと思つて、これをぜひともひとつ待遇までも含めて将来の充実した質の向上を考えていただきたいと思うわけでございます。

大臣、いまの二つの問題、いかがですか。私は、教頭職の職制の確立は、単に法律の字句二、三を直したぐらいではだめなんです、直し方もいま申しましたようにたいへん不十分な、まだ尾軀骨をつけたままの直し方のような気がする。もう少し愛情を持って、少々国会の中で反対があつたてかまわぬのですから、私は、教頭職に対して自由民主党のみならず教育に関心を持つ人は全部応援しておるのですから、大きく教頭の地位を確立していただきたい。いろいろとこれから法律も直すべき個所が多いかと思つて、大臣、このような点についてどう考えられますか。

○奥野国務大臣 法文のていさいにつきましては、御意見まことに考えるべき点があるような感

じがいたします。基本的には、実態の問題でございます。教頭の方々が児童の教育をつかさどらなければならぬというふうなことの少ないように教頭さんを充実し、事務職員を充実する、そして本来の教頭の企画、管理、指導といったような仕事に専念できるように考えてまいりたい、かように思っております。

同時にまた事務職員につきましては、いま初中国長からお答え申し上げましたように、今度の教職員定数の第四次改善五カ年計画の中に盛り込んでおるわけでございまして、今後引き続いてそういう努力を払ってまいりたいと思っております。

○塩崎委員 受田先生がちょっと出られましたので、質問の時間を与えられましたので、少し質問を継続するという話でありたいとおこぼで、若干の質問を継続させていただきたいと思っております。

そこで岩間局長にお伺いしたいのですが、いままでこの不備な施行規則の二十二条の二でやっておって、市町村や府県はどのようなしかたでこれを受け入れておって、教頭先生方の職務を明らかにしておったか、私は、この施行規則の二十二条の二は、ほんとうにこれは文部省の希望で、文部省令なんて書いておかしと思っております。ほんとうは通達ぐらいで済む。通達と申しますか、何と言いますか、府県や市町村に対する文書ぐらいでいいのだと思っております。しかしいままでのいきさつはこんなことで来た。しかしこれだけでは強制力がない。ではどんなふうにしてこれを職務内容を明らかにし、責任を明らかにしてきたか、ちょっとお尋ねしたいと思っております。どんな手段でやってきたか、その法形式でですね、お伺いしたいのです。

○岩間政府委員 現在、教頭が置かれておりまぜん学校数は、小学校で約三千校、それから中学校で約九百校というところでございまして、これは大部分が小規模学校でございまして、したがって、各市町村におきましては、従来からの実績もございまして、施行規則に従いまして、職務命令を出して教頭を発令するというのが実態でござい

ます。しかし中には相当規模の学校にも教頭を置かないというふうなところもあることはあるわけでございます。そういう意味では、なお、ただいま先生御指摘ございましたように、不徹底であるというところは言えるかもしれません。

それから、実際に教頭の職務内容につきまして、各市町村におきまして学校管理規則を設けて、そこで教頭の職務につきまして詳細な規定を設けるといふふうなことでございまして、したがって、教頭の置かれております市町村におきましては、そういうふうな規則の整備もされておるということが実態でございまして、これは先生御指摘のように、前から沿革もございまして、教頭先生というところにつきましてはある程度抵抗なく受け入れられておるということであらうと思っております。

○塩崎委員 職務命令を出すというふうな形で受け入れられていたということのようでございます。しかし、それはいまも岩間局長が言われておりますように、非常に不備で、たいへん教頭の先生方が悩まれたわけですね。そうすると、今度法律に書くことによって悩みは全くなくなるか。たとえばいま言った処遇の問題、それからことに停年制なんかの問題はどうなるのですか。各府県では校長先生と教員との間に区別があつて、教頭の先生について特別な配慮を設けているところは比較的私が見たら少ない。今度はこれがだんだんと特別な扱いが出てくるというふうに考えていいのかどうか、そしてそういう場合に根拠はどこに求められるか、つまり法律上の根拠ですね。おそれなくせうか教頭先生ができたのだから、小学校の校長先生が六十なら教頭先生は五十九歳くらいにすると、一般の先生は五十八歳か、あるいは五十七歳というふうなことだろうと思つて、そんなことはでき上がるかどうか、そのでき上がるためにはどのような根拠が要するのか、これについてちょっとお伺いしたい。

○奥野国務大臣 先ほど来お話が出ておりますように、現在の教頭さんは教諭のうちから教頭に充

てているわけでございます。したがって、そういう意味で言いますと、校長さん、それから教諭というふうなことになるわけでございましてけれども、今度は教頭が職として法制化されるわけでございます。それで、校長さん、教頭さん、それから教諭の方々にいってどう扱うかということになるわけでございます。で、教頭さんについては特にそういう停年の問題についても引き上げていくということとは容易にはならず、かように考えるわけでございます。私たちがとしては、いま府県に

よつてかなり区々でございまして、ぜひ教職に安んじて情熱を傾けてもらふ、そのためには将来やはり停年制というものが必要だ、同時に停年制を定める場合には六十歳以上できめてもらうのだ、こう考えたといふ存じまして、ぜひそういう方向で引き上げてもらふように各府県に要請をしておるわけでございまして、同時にまた、引き上げる場合には、県につきましては特に定数をよけい配分して、そういうことがしやすきような協力もしているわけでございまして、教頭さんの点につきましては、いまの御趣旨のこととよく理解して、法制化の暁には一そうそういう方面の努力も続けたいと思つております。

○塩崎委員 いまの大臣のお話でたいへん教頭さん方も御安堵されると思つて、法律上せうか学校教育法に教頭という名称を規定するわけでございます。それから、それがそのままの停年制であるいは処遇に反映されるであろうことを私は期待するわけでございまして、そういうことを私は期待するわけでございまして、そういうことになりましたと、大臣、給与法などは何か教頭職という職制を書いていくのとはほんとうは非常な研究問題じゃないでしょうか。大臣は確かにいろいろ考えられておるようでございます。はたしてそれがいいかどうか。確かに長短両方ある。しかし、やはりあらゆる面において教頭というものが出てくる。それは教頭の中に一級号俸あるいは二級号俸あつていいのですけれども、やはり給与法の中にもいまのような待遇の大きなささえとして教頭職というものを職制上はつきりしたほうがいいような気がす

るのですが、大臣、もう一ぺんどうでしょう。今後の検討問題でもいいんです。

○奥野国務大臣 先ほど申し上げましたように、俸給表をどうするかということは、それはそれなりにいろいろな角度から検討されてしかるべきだ、こう考えるわけでございまして。同時にまた、教頭職法制化、それは単に形式的にそうしただけのことではなくて、それなりの処遇の改善もはかつていかなければならない、こう考えておるわけでございます。私は、その処遇の改善は教頭さんの俸給表をつくることだとは考えていないわけでございます。現在、二等級の俸給表を使つておるわけでございまして、現在、二等級に格づけすべきだ、こう思つております。同時にまた、教頭さんの管理職手当についても引き上げたいという希望を持つておるわけでございまして、処遇の改善即俸給表だということには考えたくない、こういう気持ちでおるわけでございまして。今後、俸給表はどうあるべきかということにつきましては多くの方々に御検討いただかなければならない、かように思つて、また研究にあつたては、現場の先生方の意見もくみ上げていかなければならないと存じておるわけでございまして。おっしゃるとおり、これはもう当然研究課題だろうと思つております。

○塩崎委員 大臣は、今後、給与法の特定、教頭職の特定という問題については、いろいろと教頭の方々の御希望もございまして、いろいろと御希望の趨勢を見ながら御検討をいただけるものと私は信じているわけでございまして。

そこで、最後に一つお伺いしたいのですが、さしあつて管理職手当、大臣もちょっとメンションされましたが、いま各府県ばらばらなんです。しかし、これは教頭職というものがいままで法制上確立されていなかった結果で、たとえば東京は一三％、いなかのほうの府県へまゐりますと八％となつておりますが、これは大臣としては、教頭ならばこれぐらいの一律のパーセントということ

を期待されるかどうか、あるいはいまのような各府県アンバランスのままでほっておかれるのいいと考えられるか。このあたりは、私は単に金の問題よりも教頭職に対する文部大臣の評価だと思うので、大臣、ちょっと御意見を承りたいと思うのです。私は、教頭職がこの際法制化されるならば、東京都の最高の一三%ぐらいの管理職手当をひとつ画一的に、どんな貧乏な府県でも教頭さんならば一三%にするというようにことぐらいはやっていただいたいと思うのですが、大臣、いかがですか。

○奥野国務大臣 管理職手当はその管理職の実態に応じて率がきめられているものだ、こう理解をしているわけでございます。正確に記憶しているわけじゃないんですが、管理職手当の中では、百分の二十五というような率の刻まれておる職もあったと理解しておるわけでございます。したがって、いま教頭さん、百分の十三が全国のうちでは最高だというお話がございました。十三がいいのか十五がいいのか、とにかく私はいまの管理職手当の率を引き上げていきたいという希望を非常に強く持つておるわけでございます、そういう気持ちで努力をさせていただきたいと思えます。

○堀崎委員 これで質疑は打ち切りしたいと思います。

私は、この教頭法は多年の懸案であつた、中教審の答申の中にあるかどうかは別として、これまで御苦労された四万人の教頭の先生方がほんとうに十五年間待望して待った法律でございます。私どもはぜひともこれを推進して、早く教育の場にこの教頭職という大きなきびを打ち込んで、私どもの教育の進歩をはかりたいと思うわけでございますので、どうかひとつ大臣、そういう観点からこの法案に取り組んでいただき、そして施行後も、いま私が申し上げましたような角度で御推進願いたいことを希望いたします、私の質疑は終わりたいと思います。(拍手)

○稲葉委員長 速記をとめてください。

〔速記中止〕

〔委員長退席、松永委員長代理着席〕

〔松永委員長代理退席、坂田委員長代理着席〕

〔坂田委員長代理退席、松永委員長代理着席〕

〔松永委員長代理退席、委員長着席〕

○稲葉委員長 速記を始めて。

次回は、来たる二十五日開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後十一時五十四分散会